

## ロゴ利用申請Q & A

Q：利用対象物が完成後に提出するのは、写真でもサンプル品でもどちらでもいいですか。

A：保管場所が限られていますので、できるだけ写真や印刷物での提出をお願いします。

Q：個人が利用する場合でも、利用申請が必要ですか。

A：原則、利用申請が必要ですが、次のような場合は必要ありません。

- ・個人のツイッターやフェイスブック、LINE等のSNSのトップ画面などに利用する場合
- ・個人のSNSやHP、ブログなどの記事として掲載する場合
- ・仲間内等で揃いのTシャツなどを作る場合（販売目的を除く）
- ・名刺に利用する場合（販売目的を除く）

Q：店内のポップ広告（商品の広告）についても、新たに申請が必要ですか。

A：商品の利用申請と一緒に申請してください。商品の申請後に作成する場合は、再度申請をしていただくことになります。また、ポップにも許諾番号を明記してください。

Q：商品と一緒にその商品のカタログやチラシを作ってPRしたいが、商品とカタログ・チラシのそれぞれで申請が必要ですか。

A：商品の申請時にカタログやチラシの原稿などを添付して一括で申請してください。商品の申請後にカタログやチラシを追加で作る場合は、再度申請をしていただくことになります。

Q：申請書の印鑑は何を使えばいいですか。

A：法人・任意団体の方は代表者印又は法人印、個人の方はシャチハタを除く印鑑を使ってください。

Q：どのような場合に変更申請が必要ですか。

A：次のような場合は変更申請が必要です。

- ・会社の商号が変わった。
- ・会社の代表、役員が変わった。
- ・会社の住所や担当者が変わった。
- ・商品名を変えたい。
- ・デザインの一部を変更したい。
- ・サイズを追加したい。
- ・販売価格を上げたい。
- ・販売先を増やしたい。
- ・ロットを追加、増産したい。
- ・利用期間を延長したい。